

滑川市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市犯罪被害者等支援条例（令和5年滑川市条例第22号）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために支給する滑川市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等関係機関への照会等により市長が確認できるものに限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3以上の労務に服することができない程度であることを要する。）ものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者をいう。

(7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給額及び支給対象者は、次のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30万円(既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円)	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族(次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。)であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であったものその他市長が認める者
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であったものその他市長が認める者

(遺族の順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあっては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては第2条第4号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 遺族支援金の支給を受けることができる第1順位の遺族が2人以上あるときは代表者を定め、その者に当該支援金を支給するものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支援金の支給の申請)

第5条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「遺族支援金支給対象者」という。）は、滑川市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民であることを証明する書類
- (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、滑川市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「重傷病支援金支給対象者」という。）は、滑川市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書（様式

第4号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記した医師の診断書。ただし、犯罪被害による精神疾患である場合は、労務に服することができない日数を記載したもの
- (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民であることを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、支援金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該支援金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障がい者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発した場合その他当該犯罪被害において、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第1号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（申請期限）

第7条 第5条の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行うことができないものとする。

(1) 犯罪被害を知った日から2年を経過したとき。

(2) 重傷病支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族支援金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に第5条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、同条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第8条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、滑川市犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第5号）又は滑川市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査に際し、申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、支援金の支給決定後においても適用することができる。

(支援金の請求)

第9条 前条第2項の規定により支援金の支給決定通知を受けた者は、滑川市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第7号）により、市長に当該支援金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、当該支援金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、滑川市犯罪被害者等支援金支給取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 支援金の支給を受けた者が、前条の規定により支援金の支給決定を取り消された場合は、当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。